④事業者等の取組の見直し

（ステッカー制度）

・ステッカー制度は適合車を容易に判別するために導入した制度であるが、現状においては、非適合車はおおむね10数年以上使用されている車のため、外観の老朽具合で一定判別できる。流入車規制導入当時は、非適合車の流入割合も高く、また使用年数が10年に満たない車両でも非適合車の可能性があり、適合車の判別にステッカーの貼付が効果的であったが、役割を終えたため終了すべきである。

（事業用自動車に対する取組）

・事業用自動車については、おおむね適合車への改善が進んでいることから、事業用自動車に対する取組は緩和することが適当である。したがって、荷主等及び旅行業者に課している運送委託の際の使用の求め及び確認・記録の義務、専ら事業用自動車が出入りする施設の管理者に課している周知の義務は終了すべきである。

（自家用自動車に対する取組）

・自家用自動車については、依然として非適合車が残存していることから、荷主等に課している物品購入等の際の適合車使用の求めの義務は継続することが適当である。しかし、確認・記録の義務は適合車の使用を求める義務を徹底するために課しているものであり、荷主等において使用の求めの義務の履行は定着しており、確認・記録の義務は終了すべきである。

・施設管理者については、利用する場所を提供することでの関わりであり、その管理者が直接、対象自動車を扱うものではない。非適合車率が大幅に低下している現状において、自家用自動車が出入りする施設の管理者に課している周知の義務については、努力義務への緩和が適当である。

（措置の報告）

・特定事業者に課している知事への措置の報告義務については、「措置の実施を確認するとともに、措置の実施に支障の生じる要因を把握すること」を目的として、課せられているものである。流入車規制の施行から既に７年が経過しており、特定事業者においては、条例の義務も十分熟知されており、適切に義務が履行されてきた。また、措置の実施に支障の生じる要因についても、これまでの報告により把握されていることから、措置の報告義務は終了すべきである。